

処 分 の 概 要	地縁による団体の認可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の2第1項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地縁による団体の規約の変更
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の3第2項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法 第260条の31第2項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	集会室の使用許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町集会室条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第38号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、集会室の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他集会室の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	集会室使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町集会室条例 第8条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第38号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条</p> <p>3 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>4 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>上記第8条第3項の特別の事由とは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体等が利用するとき。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体の行う事業の援助、協力を目的とする団体が利用するとき。</p> <p>(3) 自らの自治会又はその自治会内の住民で組織する団体等が使用するとき。</p> <p>(4) その他、町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	集会室使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町集会室条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第38号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条 4 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号により、使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	地域用水広報館の使用許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域用水広報館条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第49号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、広報館設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、広報館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他広報館の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	地域用水広報館使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域用水広報館条例 第8条第2項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第49号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条</p> <p>2 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>3 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>上記第8条第2項の特別の事由とは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体等が利用するとき。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体の行う事業の援助、協力を目的とする団体が利用するとき。</p> <p>(3) 自らの自治会又はその自治会内の住民で組織する団体等が使用するとき。</p> <p>(4) その他、町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	地域用水広報館使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域用水広報館条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第49号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条 3 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号により、使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	農作業準備休憩施設の使用許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町農作業準備休憩施設条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第48号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が管理を行う場合において、第3条、第6条、第7条及び第11条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他施設の管理上支障があるとき。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	農作業準備休憩施設使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町農作業準備休憩施設条例 第8条第2項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第48号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条</p> <p>2 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>3 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>上記第8条第2項の特別の事由とは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体等が利用するとき。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体の行う事業の援助、協力を目的とする団体が利用するとき。</p> <p>(3) 自らの自治会又はその自治会内の住民で組織する団体等が使用するとき。</p> <p>(4) その他、町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	農作業準備休憩施設使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町農作業準備休憩施設条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第48号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 3 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 3 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 まちづくりグループ 住民活動担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第8条 3 第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前項及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第8条及び第9条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号により、使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	